



40

万円以内
(1人1回限り)

条件を満たせば
返済の免除可能

介護職員の 再就職 準備金 貸付事業



原則
無利子

借入れには条件があります。
事前にご相談ください



離職した介護人材の再就職準備金貸付事業

貸付を受ける
ためには

- ① **再就職前に**
- ② **「離職介護福祉士等の届出（※1）」**
または熊本県福祉人材・研修センターで
求職登録を済ませ、
- ③ **「再就職準備金利用計画書」**
を提出する必要があります。



（※1）社会福祉法の改正により、2017年4月1日から、介護福祉士資格をお持ちの方は、離職時に福祉人材・研修センターへの届出が努力義務となりました（介護職員初任者研修、介護職員実務者研修、（旧）ホームヘルパー養成研修1級・2級課程、（旧）介護職員基礎研修等を修了した方に努力義務はありませんが、再就職準備金貸付の申請に必要です）。詳しくはお問合せください。「福祉のお仕事」ホームページからも登録できます。右のQRコードからアクセスしてください。



対象条件

（貸付対象者）

- ① 原則として熊本県内に在住している。
- ② 居宅サービス等（介護保険事業所）を提供する事業所で介護職の経験が1年（雇用期間365日、従事期間180日）以上ある。
- ③ 前職（介護職）を離職した日から再就職するまでの期間が**3ヶ月以上経過**している。
- ④ 介護福祉士資格保有又は実務者研修、初任者研修等（基礎研修、1級課程、2級課程）のいずれかを修了した。
※上記すべて当てはまる方が対象です。

就職条件

- ① 居宅サービス等を提供する事業所で**介護職員**として就職。
介護支援専門員や相談員は対象外です。
- ② 正社員でもパート社員でも可。
※ただし、下記の免除要件を満たす必要があります。

免除条件

- 下記の要件を満たせば貸付金の返還免除となります。
- 借入れの際に就労した事業所で**2年間継続して勤務**
 - 雇用期間が**730日以上**かつ従事期間が**360日以上**
 - 毎年現況報告を行うこと。



※途中で退職や転職、異動した場合は返還となります。

お問い合わせ先

社会福祉法人 熊本県社会福祉協議会

熊本県福祉人材・研修センター

熊本市中央区南千反畑町3-7 熊本県総合福祉センター4階

TEL 096-322-8077

